

○ 第7回 第5原則「教育、研修および広報」について

第27回 ICA 大会(1980年)で採択された『西暦2000年における協同組合—レイドロー報告—』は、「協同組合が事業組織であると同時に教育組織でなければ、社会における協同組合の潜在的役割はその大部分が失われることになる。」と指摘しており、第5原則では、この協同組合が事業組織であると同時に教育組織である複合的な特性を、実践において効果的に開花させる指針として、「教育、研修および広報」を明示しています。

(下線は筆者)

【第5原則】「教育、研修および広報」

協同組合は、組合員、選出された役員、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

このうち、最初の”教育”は、組合員、役員、幹部職員はじめすべての職員が、協同組合の大切にしている価値・原則とその活動の複雑さ・豊かさを学び合い教え合う大切さを意味します。

”研修”は、協同組合の特性を踏まえてさらに業務上の専門知識、技能を学び合い教え合う大切さを意味します。このように1人ひとりの組合員、役職員が教育、研修を通じて協同組合への誇りと潜在的能力を高めることにより、協同組合の発展に効果的に貢献できる点を鮮明にしています。

この原則は組合員、役職員という協同組合の内部のみでなく、さらに地域社会に開かれ「一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダー（政治家、公務員、マスコミ、教育者など）に、協同することの本質と利点を知らせる」という”広報”の役割を軽視してはならない点も強調しています。「人びとは理解できないことを評価したり支持したりしない」のです。

単位JAは、本所店・支所店等における小さな協同活動を重視した「教育、研修および広報」の戦略的意義付けを明確にして、継続的に教育基金を積立てて組合員・役職員が協同組合の価値・原則を実践に生かせる能力を高める学習講座（准組合員を包含した教育・研修講座）、子どもたちやその親世代が参加する地域社会に開かれた食農教育活動（生活文化活動）等を実施し、共感の和と輪が広がる「学習するJA組織」としての体質強化を図る必要があります。

連合組織には、自ら「学習する連合組織」として体質強化を図るとともに、各単位JA、組合員、地域社会のために高度な補完機能（特にJA役員・幹部職員教育・研修と内外向けに斬新で共感される広報活動）を展開することが求められています。